

流域治水について

要旨

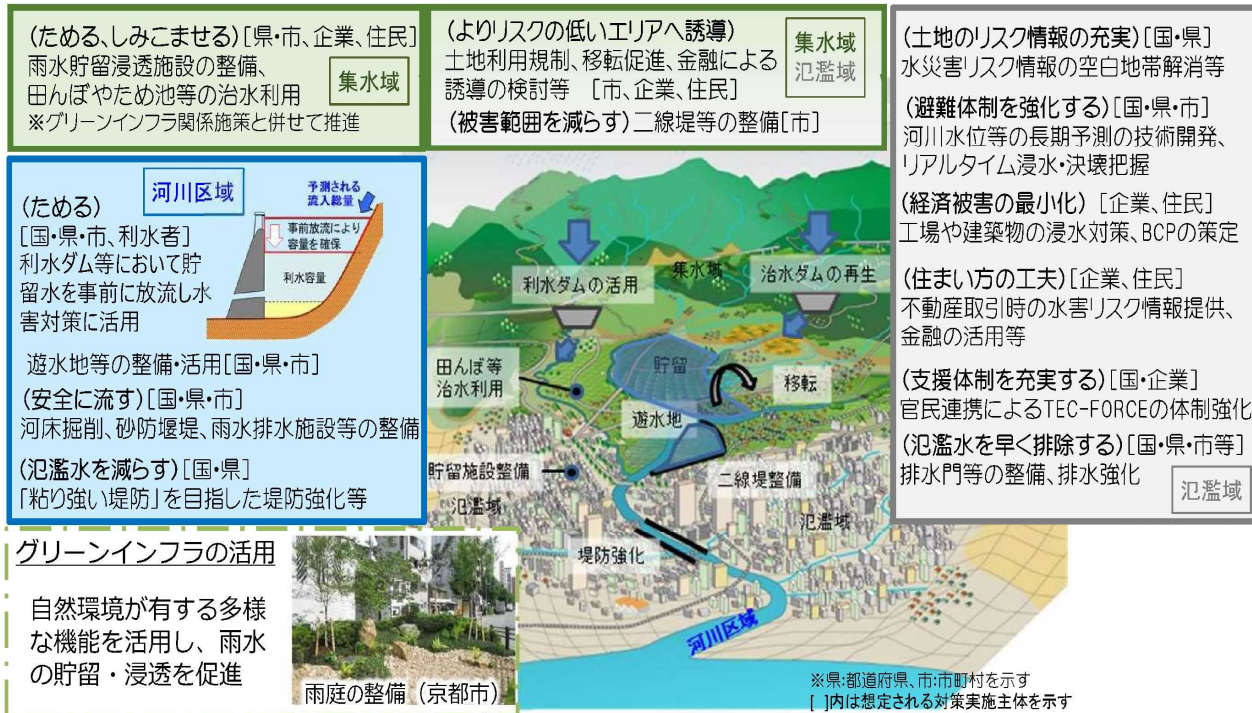
○近年激甚な水害が頻発しており、今後の気候変動による**水災害リスクの増大**に備えるためには、河川管理者等による治水対策に加え、**あらゆる関係者(国、都道府県、市町村、住民等)**により流域全体で水害を軽減させる「**流域治水**」へ転換することによって、効率的・効果的な安全度向上を図る。

流域治水への転換

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

② 被害対象を減少させるための対策

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策



県内の状況(一級水系)

県内6水系において5つの「**流域治水協議会**」が設置されており、令和3年3月に「**流域治水プロジェクト**」を策定・公表済み。

< 各種協議会 >

河川名	協議会名
山国川	山国川流域治水協議会
大分川・大野川	大分川・大野川水系流域治水協議会
番匠川	番匠川流域治水協議会
筑後川	筑後川・矢部川流域治水協議会
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川水系流域治水協議会

< 協議会構成員 >

国土交通省九州地方整備局 〇〇河川国道事務所 所長	大分県 土木建築部 公園・生活排水課 課長
〇〇市 市長	大分県 土木建築部 建築住宅課 課長
気象庁 大分地方気象台 台長	大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 課長
〇〇森林管理署 署長	大分県 農林水産部 農村基盤整備課 課長
森林整備センター 大分水源林整備事務所 所長	大分県 農林水産部 森林整備室 室長
大分県 生活環境部 防災対策企画課 課長	大分県 農林水産部 森林保全課 課長
大分県 土木建築部 河川課 課長	大分県 〇〇振興局 農林基盤部 部長
大分県 土木建築部 砂防課 課長	大分県 〇〇土木事務所 所長

流域治水について

二級水系における「流域治水プロジェクト」の進め方

国土交通省より令和2年6月10日付け国水河計第17号外にて、二級水系においても**流域治水の全体像**をとりまとめ、各流域毎の「**流域治水プロジェクト**」を策定・公表するよう通知された。
これに伴い、すでに取組を行っている一級水系を参考に関係地方公共団体等と連携して策定・公表を進めるもの。

1.取組の方針

- 対象は河川整備計画（策定予定含む）に基づき河川整備を予定している水系（国土交通省通知）
⇒ **県内9水系（右図参照）**
 北部：犬丸川、桂川 2水系
 地区内には2級水系が多数存在しており、水害の軽減のためには上記水系以外においても流域治水への取組が重要であるため、**圏域全体で流域対策に取組む**
- 策定・公表は水系毎が基本だが、大分県では既存の**減災対策協議会と同じ枠組み（犬丸川水系については、中津市も含むため、減災+中津市）**で設置し、圏域全体で取組む
- 今後、新たに河川整備計画を策定した場合、圏域内に取り込む

2.進め方

プロジェクトの策定・公表の段階は下記3段階

- 第一段階：先進的に流域対策に取り組んできているモデル水系
⇒ **対象なし**
- 第二段階：既に流域対策（治水協定等）に取り組んでいる水系
⇒ **事前放流の治水協定を締結している5水系**
 ※治水協定締結済：高山川、八坂川、安岐川、桂川、白杵川
- 第三段階：残りの水系
⇒ **残り4水系**
 ただし、**圏域として取組むため第二段階とあわせて進める**

3.策定・公表スケジュール

- 第二段階：令和3年概算要求前
⇒ **大分県はR3.8月の公表を目指す**

